

令和4年度 本部会費の賦課並びに徴収方法

1. 会員

賦 課 額		1会員当たり金額	徴収方法
種 別			
(1) 小売部会員		(円)	
ア. 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	年額	165,000	7月、10月徴収
イ. 全鳥連東北・関東ブロック	年額	550,000	同上
ウ. 全鳥連中部ブロック	年額	137,500	同上
エ. 全鳥連近畿ブロック	年額	577,500	同上
オ. 全鳥連中四国・九州ブロック	年額	220,000	同上
カ. 食鳥協会群馬県支部	年額	令和3年3月末構成員を基本として、1構成員8,580円相当額。	四半期徴収
キ. 個人会員	年額	10,560	一括徴収
(2) 荷受部会員			
① 関東支部所属	年額	660,000	7月、10月徴収
② 中部・九州支部所属	年額	132,000	一括徴収
③ 関西支部所属	年額	198,000	一括徴収
(3) 生産加工部会員			
ア. 1号会員	単位: 万羽		
(月間処理羽数別)			
① 5未満	年額	120,000	7月、10月徴収
② 5以上10未満	年額	180,000	同上
③ 10以上～30未満	年額	420,000	同上
④ 30以上～50未満	年額	600,000	同上
⑤ 50以上～100未満	年額	840,000	同上
⑥ 100以上～150未満	年額	1,200,000	同上
⑦ 150以上～200未満	年額	1,440,000	同上
⑧ 200以上～250未満	年額	1,680,000	同上
⑨ 250以上～300未満	年額	1,920,000	同上
⑩ 300以上～350未満	年額	2,400,000	同上
⑪ 350以上～400未満	年額	2,640,000	同上
⑫ 400以上～450未満	年額	2,880,000	同上
⑬ 450以上	年額	3,120,000	同上
イ. 2号会員	年額	110,000	7月、10月徴収
処理加工を伴わない鶏肉加工業会員			
ウ. 3号会員	年額	1号会員に同じ	7月、10月徴収
成鶏処理加工業会員			
(羽数別規模は1号会員に準ずる)			
(4) 種鶏心卵部会員	年額	55,000	7月徴収

2. 賛助会員

賦 課 額		1会員当たり金額	徴収方法
種 別			
(1) インテグレーター部会		(円)	
ア. 関東支部所属	年額	396,000	7月、10月徴収
イ. 原種鶏関係	年額	198,000	一括徴収
ウ. 上記以外の支部所属	年額	6,600	一括徴収
(2) 機器材・薬品関係他	年額	55,000	7月又は加入時

注) 上記には、令和4年度も引き続き、国産鶏肉市場活性化対策事業を実施するための経費を含む。